



きょうと福祉倶楽部だより

2016年 4号

知識があれば慌てない！ 知ってあこが認知症 part3

前回からの続きです。これまで、「アルツハイマー認知症」「レビー小体型認知症」について勉強しました。今回は、その他の認知症について勉強していきたいと思います。

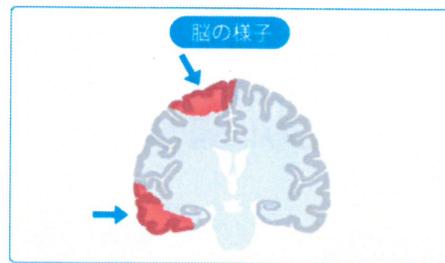
脳血管性認知症



脳血管性認知症の方には脳梗塞を多発した方が最も多く、脳血管認知症の原因の7、8割を占めています。脳梗塞とは、脳の血管が血栓によってふさがれてしまい血流がとどえてしまう疾患で、このような障害で脳への血流量が少なくなる、あるいはなくなると脳はダメージを受けます。

脳血管性認知症の症状

脳血管障害で脳がダメージを受けた部位によって症状は微妙に異なります。めまい、しびれ、歩行スピードの低下、転倒しやすくなり、言語障害、麻痺、感情失禁(涙もろくなる)、知的能力の低下、判断力の低下などが症状として表れます。ですが、発現にはムラがあり、記憶力の低下があっても、判断力などは問題なく保たれているなど、「まだら認知症」と呼ばれる場合もあります。



脳梗塞や脳出血がみられる。

前頭側頭型認知症

脳の前頭葉や側頭葉の委縮がみられる精神疾患です。病気の進行に伴って脳の委縮がみられることはアルツハイマー型と同じですが、委縮する部分が異なります。認知症専門外来を受診する方の7%くらいがこの病気だというデータがあります。アルツハイマー型が頭頂葉や側頭葉・内側の委縮が起こるのに対して、前頭側頭葉変性症は前頭葉や側頭葉に委縮が現れます。ただ、症例が少なく研究があまり進んでいないため、脳の委縮が現れていない初期段階では診断がむずかしいというのが現状です。

前頭側頭型認知症症状

症状ですが、初めに現れやすい症状は、他人に配慮することかができない、周りの状況にかかわらず自分が思った通り行動してしまう、といった性格変化や行動異常であって、物忘れではありません。単に性格が変わっただけと思われて、病気の発見が遅れがちになります。この性格変化と行動異常はほかの症状よりも目立ちます。ピック病と呼ばれることもあります。

「認知症」 早期発見のめやす

※医学的な診断基準ではありませんが、暮らしの中での目安として参考にしてください。



もの忘れがひどい

- 今切ったばかりなのに電話の相手の名前を忘れる
- 同じことを何度も言う・問う・する
- しまい忘れ置き忘れが増えいつも探し物をしている



人柄が変わる

- 些細なことで怒りっぽくなった
- 周りへの気づかひがなくなり頑固になった
- 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた。



判断・理解力が衰える

- 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
- 新しいことが覚えられない
- 話のつじつまが合わない



不安感が強い

- ひとりになるとこわがったり寂しがったりする
- 外出時持ち物を何度も確かめる



場所・時間がわからない

- 約束の日時や場所を間違えるようになった



意欲がなくなる

- 下着を替えず身だしなみをかまわなくなった
- ふさぎ込んで何をするのもいやがる

「成年後見」という制度に「専門職」として関わりながら

精神保健福祉士事務所 教育と人間関係の相談室カンナ 木下秀美



前回からの続き…

<その2.問われる専門性、問う制度のあり方>

『成年後見促進法が成立 「自己決定権を侵害の恐れ」』東京新聞の2016年4月8日(夕刊)の見出しです。

「認知症高齢者らの増加に対応し、担い手確保のため市民の後見人を育成するほか、選任する家庭裁判所の監督体制を強化する」「認知症高齢者らは財産管理や介護施設の入所契約を結ぶのが難しかったり、悪徳商法の被害に遭いやすかったりする。後見人はこうした人たちの手続きを代行するが、認知症の人が四百万人を超えるのに、利用は約十八万人にとどまっていた」と。

法には「利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進する」「医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずる」「地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図る」とあり、促進基本計画や内閣府の特別機関としての促進会議などが規定されています。

同時に国会で可決した民法などの改正では、後見人等の権限が増えます。被後見人に宛てた郵送物等を後見人等が直接受け取り開封できる、死亡後の相続事務をこれまで以上に行えるなど、サービス提供をする側からは「スムーズにできる」と見えますが、本人:利用する側からは自己決定権などの侵害が強化される(医療行為への同意なども含む)とも見えます。後見監督の強化がすすみ、事務作業が増えることから、第三者後見人が増えにくいという問題も併せて考えると、ますます制度矛盾が明らかになります。

「市民から後見人を育成して活用を図ると明記。政府に必要な法整備や財政上の手当てを速やかに講じるよう義務づけた。首相がトップの利用促進会議を内閣府に新設して後見人による横領といった不正防止策などを議論し、3年以内に必要な法整備をすることも定めた」(同日の朝日新聞)。

成年後見制度利用支援事業が市町村の「必須事業」と当時の障害者自立支援法で改定されたのは平成24年4月でしたが、実際に非課税など低所得世帯を対象に報酬も助成される内容で要綱が整備されている自治体は半数に満たないと思われ(平成20年以降の国としての調査データがないため)。

京都市は24年4月に、向日市は25年4月に、大山崎町は26年4月に、長岡京市は27年3月に要綱が改訂されました。おおむね、単身者であれば非課税で年収150万円以下、預貯金350万円以下などの要件を満たせば、申立費用、報酬費用の助成を申請できます。

国は(意図はともかく)制度利用を増やすように法整備をするものの、実際に事業として運用する市町村レベルでは、そもそも利用が必用と思われる人の数の把握ができないなど、多くの課題があるようです。専門職団体および個人においても、その役割や倫理を正しく理解して適切な後見事務が行える「職業後見人」養成が進んでいるとは言えません。

日本の「成年後見制度」は、精神機能/脳機能の程度を医師の「診断」を根拠に紋切り型で判断する「権利能力説」の立場によるものですが、海外では「行為能力説」=自分の力で(主体者として)契約できる能力(障害者権利条約が追求するところ)をサポートし意思決定を尊重しつつ、権利や資産を守る「代行決定制度」や「支援付意思決定制度」などが国毎に模索・運用されています。日本の成年後見制度は、一つの「考え方」による仕組みに過ぎないのです



kwc

有限会社

おとくに福祉研究所

きょうと福祉倶楽部

〒617-0824

長岡京市天神4丁目7-12 ハイツ東台101号

TEL 075-958-2560

FAX 075-957-2808

E-mail kyoto-care@club.email.ne.jp